

『専門委員制度アンケート結果報告書』を公表

—医療関係訴訟における専門委員制度運用の現状と、代理人となる弁護士が注意すべき点について—

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会 専門委員制度検討小委員会委員長

第一東京弁護士会会員

弓仲 忠昭 (31期)

1 はじめに 『専門委員制度アンケート結果報告書』について

(1) 当協議会では、過去2回の検証・報告に引き続き、第3次アンケートを実施し、専門委員関与事件14件（2010年4月以降に専門委員が選任され事件が終了した東京地方裁判所13件、千葉地方裁判所1件）につき、原被告双方の代理人からの回答を得たうえで、第2次アンケート分も含めて、現状での専門委員制度の運用実態と、担当弁護士の受け止め方を分析した（『専門委員制度アンケート結果報告書』〔2015年6月〕、東京弁護士会ウェブサイト（<http://www.toben.or.jp/know/iinkai/iryuu/info/>）参照）。

(2) 本稿においては、医療関係訴訟における専門委員制度運用の現状をご承知いただきたく、専門委員制度について、代理人となる弁護士が注意すべき点につき報告する。

（注：以下、本文中の下線は強調のため筆者が付したものである。）

2 専門委員制度

(1) 専門委員制度は、2003年7月の民事訴訟法の一部改正により2004年4月から導入された。目的は、専門訴訟の適切かつ迅速な審理のため、専門的知見の幅広い活用という観点から、専門委員に関与させ、裁判官の知見を補うというものである。

(2) 専門委員の専門的知識を活用することで真に充実した争点整理が行われ、事案の解明及び適切な紛争解決に資することができるとして期待された制度ではあるが、鑑定とは異なり説明による知見の補充を目的とするものであるから、意見や鑑定的説明を求めてはならないというのが制度発足当時の前提であった。また、専門委員の説明は証拠とはならないことについても制度目的から明らかであった。

3 東京地方裁判所医療集中部における専門委員制度の試行的運用

(1) 専門委員は説明をするだけで意見は述べないことが制度の前提になっているものの、説明と意見の区別はあいまいで、説明のつもりが意見に及ぶことはありうることであり、それが事実上裁判所の心証に影響し、事実認定の材料になるのではないかという危惧があった。他方、実務的な活用の観点からは、専門委員が専門的見地から争点について意見を述べ、その結果を訴訟の実態に反映させなければ本制度は意味がなくなるから、簡易鑑定になるのは不可避であり、むしろ、専門委員の意見に対する当事者の反論の機会を手続的にどのように確保するかが問題であるという見解もあった。

(2) 東京地方裁判所医療集中部、医療機関（都内所在の13大学病院）及び東京三弁護士会との協議会での申し合わせに基づき、東京地方裁判所医療集中部では2006年夏から専門委員の簡易鑑定的利用を可能にする試行的運用が開始された。すなわち、「裁判所が相当と認め、かつ当事者双方が同意する場合には、専門委員に対して、一般的な知見の説明に加えて具体的な事項についての意見を求めるとの運用を試行的に行う」が、留意点として「(1) 専門委員制度が、本来、専門委員から一般的知見の説明を受けることを内容とするものであることに照らし、この運用は、当事者が専門家の協力を受けることが困難な場合など例外的な場合に限定して行う。(2) 専門委員は、求められた事項についてのみ意見を述べ、原則としてあらかじめ作成した書面に基づいて意見を述べる…。(3) 当該意見が証拠にならないことを踏まえ専門委員が意見を述べた事項についても、当事者に立証の機会を十分に確保する。」という条件下に簡易鑑定的利用の試行的運用が始められた。

4 専門委員制度の簡易鑑定的利用、 説明の証拠化を認める見解の台頭

- (1) しかし、試行的運用は謙抑的で、裁判所にとって使いにくかったためか、東京地裁の医療集中部では専門委員制度の利用は必ずしも活発ではなかった。その後、医療訴訟に関与した裁判官を中心に、簡易鑑定的利用に肯定的な見解（加藤良夫編著「実務医事法講義」247頁等（民事法研究会））或いは説明内容を証拠に出来るとする見解等（福田剛久外編「最新裁判実務体系・医療訴訟」173～175頁等（青林書院））が出されるようになった。
- (2) さらに専門委員制度活用の声を受けてか、最高裁判所作成の専門委員参考資料（2014年2月改訂版34頁）では、「専門委員は鑑定人と異なることから、事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べることはしないように留意する必要があります。」としながらも、「評価的な『説明』と『意見』との区別は微妙であり、どこまでが説明概念に含まれるかは難しい問題」とも述べ、「例外的に、当事者双方が専門委員が意見を述べることに同意している場合には、意見を求められることがあります。その場合には裁判所の指示に従って下さい。」と、双方の同意があれば意見を述べる事が出来るという見解をとった。
- (3) また、証拠化についても、専門委員は、裁判所のアドバイザー的な立場から、審理の参考となる説明を行うものであり、その説明内容は証拠にならない（専門委員参考資料・2014年改訂版・34頁）と従来の解説を繰り返し、証拠にならないのが原則であると明記はしているが、「当事者双方が専門委員の説明内容を証拠とすることに同意している場合には、手続保障を放棄していると見て、証拠に出来る」（専門委員参考資料・2014年改訂版35頁）として、証拠化への道を開いている。

5 専門委員制度について代理人弁護士 として注意すべき点

- (1) このような、専門委員制度の理解に対する運用や見解の変化を踏まえ、代理人となる弁護士としても十分注意すべきである。アンケートの結果を見ると、事前の説明がなかったり、同意の結果について理解していなかったと受け取れる事例もあり、専門委員の関与については、少なくとも以下の点に注意して同意する必要がある。その場合、手続的保障があるかどうかは重要なポイントとなる。
- (2) 専門委員の選任等について同意する場合、上述のとおり、専門委員の意見が証拠とされる危険性があることに留意し、少なくとも以下の①～⑦は検討すべきである。

なお、不明な点は端的に裁判官に質問してみるのもよい。また、同意について留保をつけた場合には、その内容を調書に記載してもらうべきである。

①専門委員の関与が適切な事案かどうか、②専門委員選任の目的、③専門委員の関与の程度（意見にわたることもあるのか）、④候補者の人選が適切か（公平性・中立性、専門性、臨床経験等）、⑤記録化の方法（調書化、専門委員の説明文書提出、録音・反訳、その他。※後日の反証に堪えるものが必要）、⑥証拠採用の方針の有無（専門委員の説明や意見を書証として提出することの可否、弁論の全趣旨として裁判所の判断に影響する可能性等）、⑦反証等の手続的保障の有無（反証の機会の有無、簡易鑑定的利用後の正式鑑定の採用可能性）。
- (3) 医療関係訴訟を担当される各代理人におかれては、医療関係訴訟における専門委員制度運用の上記現状をご理解のうえ対応していただくことを願い、本稿を結ぶ。